

大阪市の4区「本人確認のため」作製

大阪市の4区が、生活保護受給者に顔写真付きのカードを作り、渡している。保護費を支給する際の本人確認に使い、別の人に渡す間違いや、なりすましを防ぎ、待ち時間を短くする目的という。受給者の支援団体は「個人情報保護条例に違反し、肖像権侵害の恐れがある」と指摘し、カードの廃止を求めている。

「犯罪者扱いのよう」

「確認カード」という名称で免許証ほどの大きさ。顔写真のほか教府の番号が記載され、氏名は書かれていない。
2013年度に浪速、福島、東住吉の3区が試験的に導入し、翌年、各区も採り入れた。これまで4区で計5869枚を発行。現在、使われている枚数は把握していない。今年3月時点で4区の受給者は計1万8964人だ。

発行の目的について市は「迅速に本人確認をするため」と説明する。生活保護費の支給は口座振込みが多いが、区役所の窓口で受け取る人もいる。その際一般的に証明書を必要とする。氏名や住所、生年月日を告げてもらい、本人だと確認する。だが、顔写真付きのカードが示されれば、すぐに確認でき、誤支給や他人のなりすましを防ぐことができる。という。顔写真の真は生活保護の申請時や初回の支給時に撮影する。保護課の担当者は「同意を得ており、カードは強制ではない。作らなくても不利益はない」と話す。

浪速区の女性(70)は昨年、区役所で生活保護を申請した際、「ちょっといいですか？」と職員に撮影を促された。付添いの支援者が「保護決定のことですか」と尋ねると「違う」と言われた。女性は認定されるかどうかで頭がいびいて、疑問を

抱く間もなく写真を撮られた。初回の保護費を区役所の窓口で受け取る時、確認カードを渡され、使い方の説明は受けていない。その後は口座振込みのみで支給しており、提示を求められたことはない。

浪速区の男性(33)は、すでに生活保護を受けていた14年、職員に勧めでカードを作った。無料で医療機関を受診できる「医療券」を窓口でもらう際、待ち時間が短くなるという説明があった。撮影に応じ、15分後にカードを渡された。顔写真と番号だけ。犯罪者扱いのようで違和感を持った。何度か窓口で医療券を受け取ったが、やはり提示を求められたことはない。

厚生労働省によると、保護の受給に顔写真付き証明書が必要だという定めはなく、ケースワーカーが対面で手渡すことで本人確認ができる。「どうしてカードを作っている自治体は、大阪市以外に聞いたことがない」という。

た4区で「誤支給やなりすまし」が起きていない。「窓口対応の時間が短縮できた」などの効果があったと評価。一方、ほかの区に広がる予定はないという。東住吉区では12、13年に生活保護を申請する人が増えた。同じ集合住宅に複数の受給者が暮らす例もあり、間違えずに支給できていないか危機感を持った。カードがあると安心だった」と担当課長。

しかし、医療券を渡す場合はカードの有無にかかわらず書類を記入してもらうため、時間短縮には結びついていないという。「カードの発行を断る受給者もいて、枚数は伸びていない。現場の職員の間にもメリットを疑問視する声があり、検証が必要だ」

受給者を支援する「生活保護問題対策全国会議」や「全大阪生活と健康を守る会連合会」は、カードは必要ないと主張する。市内では12年度、16年7月、他人になりすまして保護費を受け取り、逮捕されたケースが3件あった。だが、申請時から身元などを偽っており、カードで防げたとは限らない。

また、申請時の写真撮影は、個人情報の取扱いについて「事務の目的の達成に必要な範囲内で」と定めた市条例に違反し、肖像権を侵害する恐れもある、と指摘。全国会議の事務局長、小久保哲郎弁護士は「保護を必要としている人にとって、カードの発行を断るのはかなり難しく、事実上の強制。市は申請と受給の要請を狙っているのでは」と話す。

生活保護担当だった元浪速区職員(33)は、「本気の狙いは顔写真の入手だと感じた。不正の疑いがある受給者を調べていた警官OBに「免許証のコピーありますか？」と聞かれた経験がある。

市によると、写真は複数枚印刷し、カードの再発行に備えて受給者の資料と一緒に保管。画像データは破壊している。予備の写真は、「不正支給の調査には利用していない」が、警官OBが見ることは可能だという。全国会議などの団体は今年8日、カードの運用や写真データの保存方法に関する公開質問状を、吉村洋文市長と4区長宛てに提出した。(中塚孝義子)

生活保護者に「顔写真カード」必要?

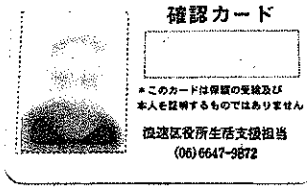


確認カードの廃止を求める市民団体の記者会見。カードを持つ男性(中央)は「名前が入らず番号だけ。犯罪者のような扱いで不快だった」と話した—大阪市区役所

肖像権侵害の恐れも

2008年のリーマン・ショック以降、生活保護の受給者は増加の一途をたどった。大阪府は、12年度から警官OBを含む

調査専任チームを全区に配置するなどの不正受給対策に力を入れている。その一環として「確認カード」を導入した。市は、導入し



大阪市浪速区が生活保護受給者に交付した確認カード。「保護の受給及び本人を証明するものではない」と記されている(画像の一部を加筆してあります)

合理的な説明 求められる

個人情報の保護に詳しい岡村久道弁護士(大阪弁護士会)の話 大阪市や各区は、写真があれば不正が防げた事例など、抽象的な言葉ではない合理的説明をするべきだ。任意で同意を得ていれども不利益がないと丁寧に説明しなかったりすれば、プライバシーの侵害となる恐れがある。カード導入の背後には、生活保護費を狙う「貧困ビジネス」や受給者の増加があり、様々なしわ寄せの象徴に見える。これらの課題をカードで解決できるかどうかは疑問だ。